**第１回 設備技術規格評価委員会　議事要録（案）**

【日 時】2024年 8月 8日（木）10:00～12:00

【場　所】溶接会館 4A,B会議室 および Web会議

【議　事】 １．出席者、議題の確認

２．委員会の規則、要領について

３．委員候補による相互承認 【審議】

４．委員長と副委員長の選任 【審議】

５．幹事と外部評価委員会委員の任命 【報告】

６．2024年度事業計画(案)について 【審議】

７．次回審議予定の評価案件の概要について 【報告】

８．連絡事項  
　　　　　　 （１）次回委員会の審議事項

（２）その他

【資　料】 １ －１　出席者リスト

２ －１  認定申請書（別紙）  
    －２  設備技術規格評価委員会規則  
    －３  民間規格等の審議に係る要領  
    －４  民間規格等に関する設備技術規格評価委員会規格番号の付与に係る要領  
    －５  情報公開等に係る要領  
    －６  外部評価等に係る要領  
    －７  異議等申立対応要領

３ －１  設備技術規格評価委員会 委員候補リスト  
    －２  委員候補 推薦書

４ －１  委員長＆副委員長 選出投票用紙

５ －１  幹事について

－２  外部評価委員会 委員候補リスト  
    －３  委員候補 推薦書

６ －１  2024年度 事業計画（案）

－２  民間規格の評価申請書

－３  2024年度 予算概要

７ －１  次回審議予定の評価案件の概要

８ －１  次回委員会での審議事項について

【議事要旨】

１．出席者、議題の確認

事務局より、資料１－１を用いて、出席者が委員候補１３名（外部評価委員会 委員候補１名を含む）、経済産業省３名、溶接協会１名、傍聴者４名、民間規格申請団体９名、報道関係者３名、事務局１名であること、議題が前掲の１．～８．であることを報告した。

２．委員会の規則、要領について

事務局より、資料２－１～７を用いて、規則および要領の要点について説明した。

３．委員候補による相互承認 【審議】

事務局より、資料３－１～２を用いて、委員候補１２名の所属、カテゴリーおよび推薦書を提示した。委員候補がそれらの内容を確認し、委員候補１２名全員が相互承認された。

４．委員長と副委員長の選任 【審議】

規則第６条２項に基づき委員長および副委員長を互選するにあたり、委員からの立候補または推薦等が無かった。事務局より、委員長に三宅委員、副委員長に松永委員をそれぞれ推薦し、全委員の同意を得た。

５．幹事と外部評価委員会委員の任命 【報告】

規則第５条３項に基づき委員長が幹事を指名するにあたり、事務局より資料５－１を用いて幹事の役割を説明した。三宅委員長より、昆野委員および木下委員がそれぞれ幹事に指名された。

次に、外部評価等に係る要領第４条および第５条に基づき委員長が外部評価委員会の委員および委員長を委嘱するにあたり、事務局より、資料５－２～３を用いて、委員候補３名の所属、カテゴリーおよび推薦書を提示した。三宅委員長がそれらの内容を確認し、委員候補３名全員が外部評価委員会の委員として委嘱され、その３名の中から阪上委員が委員長に委嘱された。

６．2024年度事業計画(案)について 【審議】

　事務局より、資料６－１～３を用いて、現時点で評価申請のあった民間規格１件を今年度に評価する事業計画および予算について説明し、全委員の同意のうえ2024年度事業計画（案）が承認された。

（質問１）パブリックコメントへの対応は、プロセス評価委員会で行うのか。

（回答１）パブリックコメントへの対応は、基本的には設備技術規格評価委員会で実施する。ごく軽微なものは委員長・副委員長と相談したうえで、事務局が対応する場合もあると考える。

（質問２）評価申請のあった「WES 9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）」」とのことだが、参考までに、申請団体(日本溶接協会サステナブル保安部会)のルールにおいて、9801とはどのような意味を持つのか。

（回答２）日本溶接協会規格WES0001で定める規格採番ルールに基づく分類にて、他に妥当な分類が見当たらなかったため、その他に属する9801を採用した。

７．次回審議予定の評価案件の概要について 【報告】

　申請団体関係者より、資料７－１を用いて、次回の委員会にて審議予定の「WES 9801 特定認定高度保安実施者による保安検査基準（コンビナート等保安規則関係）」の概要について説明した。

（質問１）API規格等を引用するにあたり、推奨や必須事項については、どのように保安検査規格へ反映しているのか。

（回答１）引用した規格の要求事項（必須事項）は保安検査規格へ全て反映した。推奨事項についてもＡ認定事業者の判断で運用できるものとしている。なお、日本には存在していない目視検査の資格制度については、当面はＡ認定事業者自らが設定・運用することとした。そのような資格制度については、今後５年以内を目途に業界で整備のうえ、保安検査規格へ反映したいと考えている。

（質問２）説明によれば、これまでの保安検査においては、ＡＰＩ規格による方法とＫＨＫＳによる方法とで２重に実施していた検査項目があると理解したが、この理解は正しいか。

（回答２）事業者が個別に認定されていた検査方法と、ＫＨＫＳには定められていないものの事業者の判断で実施していた検査については、予め、保安検査規格に反映したという意味である。

（質問３）保安検査規格の項目が法の要求を全て網羅していることを担保するために、共通のチェックリストの導入等を検討したか。

（回答３）共通のチェックリストの導入を検討したが、現状運用されている検査項目リストが自治体毎に異なっていることもあり、今回の評価申請においては見送ったが、今後も引き続き検討することにしている。

（質問４）説明資料がシステムで閲覧できない。

（回答４）次回の審議資料の一部を用いており、次回の資料の保管先にて参照願いたい。

８．連絡事項

（１）次回委員会の審議事項

　　事務局より、資料８－１を用いて、次回審議事項を報告した。

（２）その他

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長の牟田様より、設備技術規格評価委員会の発足にあたり祝辞とともに、新認定制度の狙いを踏まえ、Ａ認定事業者による自律した高度な自主保安の達成に寄与すべく、高圧ガス保安法の考え方や各委員の持つ専門的な知見に照らし、中立的な立場で厳しく充分な議論に基づく評価を実施してもらいたいとの激励を頂戴した。

以上